

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 15 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：令和 6 年 3 月 16 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、令和 6 年 3 月 16 日乗車となるものから施行する。ただし、第 130 条第 1 項(2)イ及びハ、並びに第 280 条に係る改正規定は、令和 6 年 3 月 16 日から施行し、第 57 条の 2 第 1 号の現行規定は、○印の急行列車が令和 6 年 3 月 16 日乗車となる場合これを適用しない。

令和 6 年 2 月 8 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
綿貫 泰之

第 16 条の 4 本文中、「北陸新幹線高崎・金沢間」を「北陸新幹線高崎・敦賀間」に改める。

第 23 条の 3 を次のとおり改める。

（割引乗車券類等の発売の制限）

第23条の 3 旅客運賃割引証によつて発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限つて発売する。

第 57 条第 1 項第 1 号イ（ニ）の次に次を加える。

（ホ） 別に定めるところにより、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で指定席特急券を発売することがある。この場合、当該区画の設備定員と同一の人員（当社が特に認める場合を除く。）が乗車し、かつ、乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するときに限る。

同条同項同号ニ（イ）a 本文中、「九州新幹線及び郡山・福島間を除く。」を「九州新幹線、郡山・福島間及び越前たけふ・敦賀間を除く。」に改める。

同条第 2 項第 1 号本文中、「東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線」を「東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線」に改める。

同条第 9 項第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

第 57 条の 2 を削除する。

第 57 条の 3 本文中、「別表第 1 号の 2 第 1 項」を「別表第 1 号の 2」に改める。

同条第 1 項第 1 号ロを次のとおり改める。

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第 8 項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

1 月 7 日から 2 月末日まで

4 月 21 日から同月 26 日まで

5 月 7 日から同月 10 日まで

6 月 1 日から 7 月 15 日まで

9 月 1 日から 10 月 10 日まで

11 月 1 日から 12 月 27 日まで

同条同項第 2 号ロを次のとおり改める。

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第 8 項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。）

(イ) 3 月 21 日から 4 月 5 日まで

(ロ) 8 月 1 日から同月 9 日まで

(ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が 3 日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき

7 月 1 日から同月 31 日まで

9 月 1 日から同月 30 日まで

10 月 1 日から同月 31 日まで

11 月 1 日から同月 30 日まで

同条同項第 3 号ロを次のとおり改める。

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまた

がつて運転する列車に乗車する場合を除く。)並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合(同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。)

- 1月1日から同月6日まで
- 4月27日から5月6日まで
- 8月10日から同月19日まで
- 12月28日から同月31日まで

同条第7項の次に次を加える。

8 旅客が、北陸新幹線富山・敦賀間の新幹線停車駅と、新幹線以外の線区の特別急行列車の停車駅との相互間を、次の各号の1に該当する列車に乗車し敦賀駅で出場しないで乗継ぎをする場合は、新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間(第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。)に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券又は自由席特急券を発売する。

- (1) 特別急行列車しらさぎ号
- (2) 特別急行列車サンダーバード号
- (3) 別に定める特別急行列車

第58条第2項第1号本文中、「東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線」を「東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線」に改める。

同条第11項を第12項とし、第10項の次に次を加える。

11 第57条の3第8項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間に対して発売する1枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線(第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。)及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間に対して1枚の特別車両券を発売する。

同条第12項を次のとおり改める。

12 北海道旅客鉄道会社線、四国旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内の停車駅相互間について、第1項第1号イの指定席特別車両券(A)を発売する場合は、自由席特急券に別に定めるグリーン料金券を添付して、指定席特別車両券(A)として発売することがある。ただし、当該取扱いは、北海道旅客鉄道会社線内、四国旅客鉄道会社線内又は九州旅客鉄道会社線内における別に定める駅又は乗車券類の発売を委託した箇所に限つて取り扱う。

第61条の2を削る。

第74条の2第7項を次のとおり改める。

7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する特別車両券(第58条第2項第1号の規定により発売す

るものを含む。)に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

同条第7項の次に次を加える。

8 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

第125条第1項第1号ロ(イ) a本文中、「b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の特別急行料金」を「b、c、d、e、f、g、h及びi以外の特別急行料金」に改める。

同条同項同号ロ(イ) a(a) ①見出し中、「②以外の指定席特急料金」を「②及び③以外の指定席特急料金」に改める。

同条同項同号ロ(イ) a(a) ②の次に次を加える。

③ 第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(①)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

同条同項同号ロ(イ) h(f)の次に次を加える。

(g) 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に

対する指定席特急料金

旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の3第3項の規定により発売する場合は、230円とする。

同条同項同号ロ(イ) iを削り、「j」を「i」とする。

同条同項同号ハの次に次を加える。

ニ 第57条の3第8項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

別表第2号クに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

別表第2号クに定める料金から530円を低減した額とする。

第126条の3を削除する。

第130条第1項第1号イ(ロ)の本文を次のとおり改める。

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

同条同項同号イ(ロ)aを次のとおり改める

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

同条同項同号イ(ロ)eを削り、「f」を「e」とする。

同条同項同号イ(ハ)を次のとおり改める

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで

料 金	円	円	円
	1,300	2,800	4,190

ｂ グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営 業 キ ロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料 金	円 5,490	円 6,990	円 8,380	円 8,380	円 9,590	円 9,590	円 9,790	円 10,790

ｃ グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営 業 キ ロ 地 帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで	400キロ メートル まで	500キロ メートル まで	600キロ メートル まで	700キロ メートル まで	701キロ メートル 以上
料 金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

同条同項第2号イを次のとおり改める。

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロメー トルまで	100キロメ ートルまで	150キロメ ートルまで	151キロメ ートル以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

同条同項第2号ハを次のとおり改める。

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金（B）（ただし、自由席特別車両券（B）を発売する場合に限る。）

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	101キロ メートル 以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810

(ロ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)

750 円とする。

同条同項同号ニを次のとおり改める。

「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	150 キロ メートル まで	151 キロ メートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

同条同項同号ニの次に次を加える。

ホ 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地 帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

同条第2項第1号本文中、「東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着」を「東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着」に改める。

同条第2項第2号を次のとおり改める。

- (2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合
東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金とを合計した額とする。

同条同項同号ホ中、「東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間」を「東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間」に改める。

同条第5項の次に次を加える。

- 6 第58条第11項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(ロ)のa、b若しくはcの表に定める料金又は第2項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)の表に定める料金とを合計した額とする。

第139条の2第2号ハを次のとおり改める。

- ハ エアポート号及び「ノロッコ」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金840円とする。

同条第3号ロを次のとおり改める。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKÉMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃Shu*Kura」車両、「おいこっと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、「ひなび」車両及び「SATONO」車両により運転する列車並びに客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。

第139条の4を削除する。

第172条第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第174条第1項第10号を削り、第11号を第10号とする。

第175条第4項中、「第172条第7項の規定」を「第172条第6項の規定」に改める。

第187条第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

第188条第1項第10号を削除する。

同条同項第11号中、「第57条の3第7項の規定」を「第57条の3第7項及び第8項の規定」に改める。

第211条第4号イ備考(2)中、「スーパーおき号又はスーパーまつかぜ号の自由席車に」を「何号の自由席車に」に改める。

第244条第2項中、「第57条の2、第61条の2及び第64条の規定によつて証明をした乗車券類」を「第64条の規定によつて証明をした乗車券類」に改める。

第244条の2の見出し中、「特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱」を「特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱」に改める。

同条第4項を次のとおり改める。

4 前各項の取扱いは、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室並びに第60条の3に規定するコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いに準用する。

同条同項の次に次を加える。

- 5 第1項から第3項までの取扱いは、第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。

第248条第2項を次のとおり改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であつて、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

第271条第3項を削り、第4項を第3項とする。

第272条第3項を削り、第4項を第3項とする。

第273条第1項第1号イを次のとおり改める。

- イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。

同条同項同号ロを次のとおり改める。

- ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

同条第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

同条第5項の次に次を加える。

- 6 第4項の規定は、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。

第 280 条第 2 項を削る。

第 289 条第 2 項を次のとおり改める。

2 急行券を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、第 1 号から第 3 号までの 1 に該当するときは、その急行料金の全額の、第 4 号に該当するときはその急行料金の半額（10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額）の払いもどしを請求することができる。この場合、第57条第 2 項、第 6 項及び第 8 項並びに第57条の 3 第 8 項の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうちの 1 個列車が該当する場合であつても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。

別表第 1 号の 2 を次のとおり改める。

別表第 1 号の 2

【第 57 条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かい じ・ はちおうじ・お うめ ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 ヘ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
	(5)	成田エクスプレ ス・しおさい・ わかしお・さざ なみ	イ 成田エクスプレス号 （ただし、空港第 2 ビ ル駅又は成田空港駅 を発又は着となる区 間を乗車する場合を 除く。） ロ しおさい号 ハ わかしお号 ニ さざなみ号 ホ 別に定める列車

2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 (空港第2ビル駅又は成田空港駅を発又は着となる区間を乗車する場合に限る。) ロ 別に定める列車
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とかち	イ おおぞら号 ロ とかち号 ハ 別に定める列車

別表第1号の6を次のとおり改める。

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区間

列車名	運転区間(左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。)	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢
		敦賀

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であっても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7を次のとおり改める。

別表第1号の7

【第125条】

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいんの森、あそぼーい!、ふたつ星4047、かわせみ やませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸
-----	---

別表第 2 号ムを次のとおり改める。

別表第 2 号ム 【第 125 条（北陸）】
新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	東京	上野	大宮	熊谷	本庄 早稲田	高崎	安曇 中	軽井沢	佐久平	上田	長野	飯山	上妙	越前 余魚川	黒部 宇奈月温泉	富山	新高岡	金沢	小松	加賀 温泉	芦原 温泉	福井	越前 たけふ
上野	2,400																						
大宮	2,610	2,400																					
熊谷	2,610	2,400	2,400																				
本庄 早稲田	2,610	2,400	2,400	2,400																			
高崎	3,040	2,830	2,400	2,400	2,400																		
安曇 中	3,040	2,830	2,400	2,400	2,400	2,400																	
軽井沢	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400																
佐久平	3,380	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400															
上田	3,380	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400														
長野	4,270	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400													
飯山	4,270	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400													
上妙	4,270	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400												
余魚川	5,700	5,490	4,730	4,730	4,730	4,730	3,830	3,830	3,830	3,830	3,070	3,070	2,400										
黒部 宇奈月温泉	6,030	5,820	5,820	5,050	5,050	5,050	5,050	5,050	4,160	4,160	4,160	3,830	2,400	2,400									
富山	6,360	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,390	5,390	5,390	4,160	3,830	3,170	2,400	2,400								
新高岡	6,900	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,390	5,390	4,160	3,830	3,170	2,400	2,400	2,400							
金沢	6,900	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,390	5,050	3,830	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400						
小松	6,900	6,690	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	5,390	5,050	4,730	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400						
加賀温泉	6,900	6,690	6,690	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	6,150	5,050	4,730	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400					
芦原温泉	7,230	7,020	6,690	6,690	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	5,050	4,730	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400				
福井	7,230	7,020	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	5,820	4,730	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400		
越前 たけふ	7,230	7,020	7,020	6,690	6,690	6,690	6,690	6,150	6,150	6,150	5,820	4,730	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	
敦賀	7,230	7,020	7,020	7,020	6,690	6,690	6,690	6,690	6,690	6,150	5,820	5,500	4,060	4,060	4,060	3,170	3,170	3,170	2,400	2,400	2,400	2,400	1,410

別表第 2 号オの次に次を加える。

別表第 2 号ク 【第 125 条（北陸幹在跨り）】
指定席特急料金

(円)

	富山	新高岡	金沢	小松	加賀温泉	芦原温泉	福井	越前たけふ
近江今津	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
長浜	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
米原	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
堅田	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
京都	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
高槻	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
新大阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
大阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
大垣	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
岐阜	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
尾張一宮	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
名古屋	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990